

藤原定家筆「小記録切」について

林田定男

はじめに

藤原定家筆の「小記録切」は古くから古筆愛好家の間で親しまれてきた。しかし、古筆愛好という現象の一面を示す一般的事実であったかもしれないが、書写内容についてはそれほど関心が寄せられてはいなかったようで、「小記録切」の場合、『明月記』断簡という認識が長く続いてきたようである。

本論では、そのあたりの事情を点描する。併せて、新出「小記録切」の紹介も行いたい。

一 「小記録切」の名称について

「小記録切」という名称がいつ誕生したかを明らかにすることは容易でないが、小松茂美（一九七二）は、古筆切の固有名

称誕生の一般的な事情について次のように述べる（一八七―一八八頁）。

切の種類がふえるにつれて、名称もさまざまに工夫されるようになる。ところで、これら古筆切に固有名称がつけられるようになるのは、いつたい、いつごろのことであろうか。命名者はむろん古筆家である。古筆家は前項に述べたように、ただ筆跡のよし悪しを見極めるだけでなく、こうした古筆の古筆の命名ということも、たしかに一つの仕事であったのだ。ところが、この命名がいつのころに始まるのかとなると、しかとそれを押さえることはむづかしい。古筆家も初代、二代のころには、切の数や種類もさほど多くはなかった。頼まれれば極札を書く。それがかれらの仕事であった。

(中略)

前章において述べたように、神田道伴（一六七八一—一七四九）の自筆本を写したという『古筆切目安』（前掲・静嘉堂文庫蔵）や江戸初期近くに活躍した笠原祥雨の著作と推定せられる『古筆切目安』（同上）などの中に、少なからず古筆の切名が見えるということは、その時期を無言裡に示唆している。既述のごとく、これら二書の正確な成立年代を押えることは不可能。だが、およその見当として江戸初期の終りから中期にかけてのころ、といえそうである。となると、これら古筆切の名称の始まりも、およそこの時期に合わせてもよいのではなからうか。

小松氏が述べておられるのは、あくまでも固有名称誕生に就いての一般論であるが、「小記録切」という固有名称の誕生も（江戸初期の終りから中期にかけてのころ）とみて差し支えないだろう。なぜなら、小松氏の立論の根拠とされている『古筆切目安』の定家の項に、「小記録」とその名が見えるからである。

二 「小記録切」の内容

従来、「小記録切」の内容はどのように認識されていたのであろうか。伊井春樹・大阪大学古代中世文学研究会編『新版古筆名葉集』（和泉書院／一九八八年）所収の近世期古筆名葉集類四本の記載事項から確認してみよう。

内閣文庫蔵『古筆家秘書』では〈小記録 五寸一分 角 九行〉と、静嘉堂文庫蔵『古筆切目安』では〈小記録 六半 鳥子紙ヲ上トシ只紙ヲ次トス〉と、文化十一年版『古筆名葉集』では〈小記録〉とだけ、安政五年版『増補新撰古筆名葉集』では〈名月記切 紙立一尺許杉原鳥ノ子等不定 俗二大記録切トス〉に続き〈同 紙立五寸許紙同上俗二小記録ト云〉と、それぞれ記されている。

このように、近世期古筆名葉集類では「小記録切」の内容には一切触れていないか、或いは触れられていたとしても『明月記』と認識されているようである。

それならば、近代ではどうか。近代以降でもこの古筆名葉集類は出版されている。代表的なものとして、田中塊堂『昭和古筆名葉集』（京都鳩居堂／一九四七年）が挙げられるが、その

定家の項にも「明月記切 紙立一尺許杉原鳥ノ子等不定 俗二大記録切ト云」に続き「同 升形本ノ切立五寸許紙同上 俗二小記録ト云」とあり、前代の名集集の記述を踏襲している。

以上のとおり、「小記録切」の書写内容は『明月記』であるという認識が長く続いていたらしい。しかし、この認識に再考を促す研究が登場する。田村悦子（一九六八）である。田村氏は徳川美術館蔵の手鑑「藁叢」「玉海」にそれぞれ一葉ずつ押されている「小記録切」が、源師時の日記すなわち『長秋記』であることをつきとめられたのである。

なお、「小記録切」と称されるものには『長秋記』断簡の他に、儀式書が数多く含まれることが知られている。それらと『明月記』との関係は未詳である。伝定家筆資料のなかには、近世期の模写であるが「小記録切」と同サイズの『明月記』断簡もみられる。定家筆と確証の持てる断簡は報告されていないが、「小記録切」は『明月記』から儀式に関わる部分を抜粋したものを含む可能性も一概に否定できないだろう。

三 定家筆『長秋記』について

藤原定家が書写に関わった『長秋記』は二本現存する。ひと

つは大正二年に冷泉家から皇室に献上されて現在は宮内庁三の丸尚蔵館に、もうひとつは冷泉家時雨亭文庫等に伝わっている。大型の前者は所謂「定家監督書写本」で、小型の后者は全訂定家書写本であったように推測されている。

平林盛得（一九九四）において、これら二書の『長秋記』の内容が紹介されているので、三の丸尚蔵館本、時雨亭文庫蔵本等の順に挙げる（五一頁）。

- 第一卷 目録第一（寛治八年〜承徳三年（康和元年））
付、寛治元年〜同八年
- 第二卷 目録第二（康和二年） 付、寛治六年
- 第三卷 目録第三（康和三年〜同四年）
- 第四卷 大治二年十一月、十二月
- 第五卷 大治四年正月、二月
- 第六卷 大治四年三月夏
- 第七卷 大治四年八月、九月
- 第八卷 大治五年春、四月
- 第九卷 大治五年五月〜九月
- 第十卷 大治五年十一月、十二月
- 第十一卷 大治六年（天承元年）正、三月

第十二卷 天承元年正月母家大饗

第十三卷 天承元年夏秋

第十四卷 長承元年五、六月

第十五卷 長承二年夏秋

第十六卷 長承三年二、三月

第十七卷 長承三年夏

第十八卷 長承三月秋冬

第十九卷 保延元年春

第二十卷 保延元年夏

第二十一卷 保延元年秋

第二十二卷 (大治四年) 十、十二月(冬)

次に時雨亭文庫蔵本等である。平林氏前掲書では(他所にある定家筆の『長秋記』)として、三の丸尚蔵館以外の諸所に蔵される断簡等が一括して紹介されている(五四頁)。

一、冷泉家時雨亭文庫所蔵四卷(重要文化財。『月刊文化財』平成元年七月など)

- (一) 大治四年八、九月(八月一日より九月十九日(途中)、同二十八日(途中)より、二十九日(一部欠))

表紙欠 縦一五・五cm(一六・〇あり) 長五九七・三cm
十二紙 無界 楮 紙背文書

(一) 大治六年(天承元年) 正月(正月二十七日より同二十九日)

原表紙(本文料紙共紙) 縦一六・〇cm 長九七・五cm

三紙 無界 楮

外題「天承元年正月」(定家筆)

(二) 天承元年二月 (二月二日より五日(巻末五行分余白))

原表紙(本文料紙共紙) 縦一五・六cm 長一六六・三cm

四紙 無界 楮 紙背文書

外題「□承元年二月兩院御熊野詣」 後補雲母引紙表紙

(三) 天承元年三月 (三月二十二日(途中)より二十五日)

原表紙(本文料紙共紙) 縦一六・〇cm 長一五六・九cm

三紙 無界 楮 紙背文書

外題「天承元年正月」(定家筆)

二、早稲田大学図書館所蔵一卷(『館蔵資料目録』)

大治五年正、四月 縦一六・〇cm 長五四四・五cm
無界

中に二カ所に切り取りがあり、そのうち一枚が徳川美術館蔵の手鑑『玉海』に貼り込まれている、とす

る。

三、梅沢記念館所蔵一卷（田村悦子氏「長秋記の別本について」

『美術研究』一五九号、なお同館に昭和四十四年『春季

特別展図録』あり）

大治五年正月（正月一日より長巻へ八日まで図版）

縦は次項四にほぼおなじ、とする（現在所蔵者をか

えた由、所在不明）。

四、徳川美術館所蔵手鑑二種のうち（田村氏論文）

（一）天承元年（推定）断簡 手鑑『藁叢』のうち、

縦一五・七cm 横一三・七cm（十行）

一、冷泉家時雨亭文庫所蔵四巻のうち（三）天承元年二月の

うちか（現存部五日以前には直接接続せず、九日以

前の記文の断簡と思われる）。

（二）大治五年三月断簡（三月一六日首欠、二十五日途中）

手鑑『玉海』のうち）

縦一五・四cm 横一一・五（九行）

二、早稲田大学図書館所蔵一卷の部分。

五、昭和三年子爵細川家入札目録（四七）所載、定家卿記録巻

（田村氏論文）

保延二年日記

字詰めから推測して東山御文庫本（当館本をいう）
のつれ、とする。

そして、次のように〈定家筆『長秋記』で他所にあるもの〉
を整理した上で、二種類の定家筆『長秋記』の関係等が述べら
れている（五四〜五五頁）。

これらのうち四の手鑑二種のうちの断簡は、一の（三）と二
のうちに含まれると思われるから、定家筆の『長秋記』で
他所にあるものは、

大治四年八、九月（冷泉家時雨亭文庫所蔵）

大治五年正〜四月（早稲田大学図書館・徳川美術館所

蔵）

大治五年正月〜不明（梅沢記念館旧所蔵）

大治六年（天承元年）正月（冷泉家時雨亭文庫所蔵）

天承元年二月（西院熊野御詣記）（冷泉家時雨亭文庫・

徳川美術館所蔵）

天承元年三月（冷泉家時雨亭文庫所蔵）

保延二年日記（所在不明）

となり、このうちの最末の保延二年日記だけが当館本と形

状（長さ二十九センチ前後）をおなじくするものようであり、その他は十六センチほどの丈の短いものである。

中略

定家が『長秋記』の丈の長短二種の写本をどのような理由でいつ作成したかは分からない。両書の詳細な検討をまたなければはつきりしないが、部分的な対校での推測でいえば、定家自筆本の行間の追記が他筆本では正されていることや、自筆本の方にみえる文字を他筆本では落としているなどから、他所の丈の短い自筆本が先で、当館の他筆本が後のように思える。

〈他筆本〉とは、天承元年二月記（両院熊野御詣記）および保延二年日記を除いた三の丸尚蔵館蔵本の五巻を指す。また、〈自筆本〉は、それと同年次の時雨亭文庫蔵本等の五巻を指す。さて、ここで不明とされていた書写目的・書写年次は、その後、五味文彦（二〇〇〇）において、紙背文書を手がかりに次のように推定されている（一二二頁）。

慈円の書状や嘉祿元年（一二二五）三月に行われた九条基家の三十首の歌会関係の文書が紙背文書として見えてい

る。嘉祿元年十一月五日に定家は道家から『長秋記』を借りており、その時期が為家が藏人頭になる直前にあたることなどから、それに備えて定家が筆写したものであろう。

事実、翌年四月十四日には『長秋記』を為家に送っている。

これによると、現在、冷泉家その他に伝わる小型の『長秋記』は建暦元年十一月五日に九条道家から借りたものを定家自らが書写し、それを翌年四月十四日にかねての予定通り、息子為家に与えたものということになる。⁵⁾

四 新出「小記録切」について

「藤原定家卿筆記録切」と書き記された箱に収められた掛幅がある。それには、古筆家二代了榮（延宝六年没）の「京極黃門定家卿於一所琴山（黒印）」という極札がついており、その裏には「眞正」とあるので、当該資料は延宝二年（二六七四年）正月末日には既に断簡となっていたことが知られる。⁶⁾ 図版は後掲するとして、まず翻字文をあげる。

於一所此御所跡使宜候敷破塔

被云御所者可有憚破御所被云御

塔者更不可憚候就如本御塔可有

廊者後參御時被用御所矣尤有使

宜敷後別當所進地狭小云々

女院御塔被立件所矣有何事哉上

皇令從此儀御有御感氣亦以此旨

被仰合別當々々申神妙由又以此

旨申女院々々又有御感忠盛朝臣

(一五・一×一三・七cm)

筆跡・料紙の寸法等から、これはこれまで述べてきた定家書

写本『長秋記』の断簡であるように思われる。^⑦ 条文の時期の特

定は困難であるが、前節で挙げたように定家書写本『長秋記』

の現存部分は大治四(一一二九)年八月記から天承二(一一三

二)年三月記の範囲に収まる。したがって、まずはこの期間内

或はその前後の条文と考えるのが自然であろう。^⑧ 〈忠盛朝臣〉

とあるのも、この推定に矛盾しない。^⑨ ところが推定期間内で増

補史料大成本『長秋記』(臨川書店)に一致する箇所は見られ

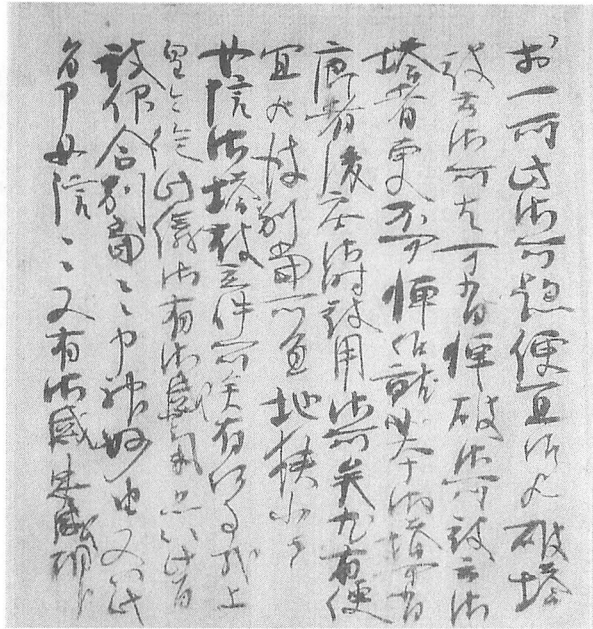
ない。推定期間外でもまた然り。大治四年二月廿八日に執り

行われた白川殿御塔供養に關係する記述であろうか。条文の檢
討は今後の課題としたい。

おわりに

定家が書写に關つた『長秋記』二種は、現存最古の『長秋
記』写本として資料的価値が高い。時雨亭文庫藏本に代表され
る小型本は、宮内庁三の丸尚藏館藏本に代表される大型本に比
して書写年次・書写目的が明確である点が優れている。しかし
ながら、小型本は大型本に比して伝存量が少ないのである。そ
のため本稿では、その小型本のツレを紹介した。今後更なるツ
レの出現を期待する。

そして、儀式書あるいは次第書といった言葉で説明されてい
るその他の「小記録切」の書写内容は何であるのか、時雨亭文
庫所藏資料の存在をも視野に入れつつ、今後解明が俟たれると
ころである。



〔注〕

(1) 近代以降も、古典籍の切断は行われている。その中には固有名称をつけられたものも存在する。「石山切」「戊辰切」「昭和切」などが著名な例である。

(2) 伊井春樹・大阪大学古代中世文学研究会編『新版古筆名葉集』(和泉書院／一九八八年)に拠る。

(3) 極札では紙の大小の区別なく「記録切」としたためられている例が多くみられる。

(4) ここで挙げられているもののほかに、田中登氏の藏品が加えられる。同氏編『平成新修古筆資料集』第三集(思文閣出版／二〇〇六年)に収められた天承元年正月二十二日条より二十四日条である(縦一五・九、横三一・四センチメートル)。

さらに一の冷泉家時雨亭文庫所蔵本に関して述べる。紙の継ぎ目に文字がかかっていること、綴じ穴跡が確認できる部分があることなどを根拠に、四つの卷子本すべてがもとは縦三二、横五〇センチメートル前後の料紙を縦の中央から半分に分けて綴じた横綴本であったと該本が収められた冷泉家時雨亭叢書第六一卷『古記録集』(朝日新聞社／一九九九年)の解題は指摘する。

原態に関するこのほかの記述としては、田村氏前掲論文の『追記』が挙げられる。当時梅沢記念館所蔵であった『長秋記』一巻参観後の感想が記されており、そこに

その本は、巻首完備し大治五年正月一日からはじまっ

ている。紙の高サはいま問題にした二枚の切レの高サと一致すると見うけられた。一紙に三十五行前後を書写した卷子本であり、それははじめから其の形状であつたことを疑ふ必要はなく、袋とじ等であつたものの改裝であるような痕跡は認められなかつた。或る張には紙背文書があり、それは消息を横に半分に切つたものとうかがわれた。恐らくその類の反故紙の半截を継いだ卷子に書写したもので、全紙のまゝで用いなかつたのは多分、携帶緋閣に便利なようにしたものであらうかと想像する。この梅沢本をみて思えば、いま論じた二ツの切レは一紙の四分の一ぐらいの目安できつたものであらう。

とある。修正されるべき点も存するが、時雨亭叢書の刊行以前における「小記録切」（小型本『長秋記』）原態に関する見解として興味深い。

(5) 国書刊行会本『明月記』嘉禄元年一月五日条に「天晴、参室町殿、先是長清朝臣来臨、臨時祭彼之間事云々、給長秋納記一合、退出了」とある（自筆本この部分欠）。また、同嘉禄二年四月十四条には「天晴、頭中将参詣日吉云々、新宰相音信、明後日依入内、姫君御名字定有召云々、借送中右長秋永久、両記」とある（自筆本同）。

なお、五味氏前掲書では三の丸尚館蔵『長秋記』についても、その紙背文書から承久の乱直後の頃から書写を始めたと推測されている。

(6) 二代了榮は初代了佐の死後、極札の裏に鑑定の年月を記し自分の証印を捺すようになったといわれている。了佐は寛文二（一六六二）年正月二十七日に没しているようであるから、札の眞正は寛文二年正月末日であるとも、可能性としてはいえるだらう。

(7) 料紙の右端には、三〇五ミリ幅の擦り消し跡がある。また、片桐洋一（一九九八）藤本孝一（一九九四）・（一九九五）や家人博徳（二〇〇七a）・（二〇〇七b）などで指摘されているような「重ね書き」「なぞり書き」も三行目「者」に見られる。

(8) 高橋昌明（二〇〇四）に

かくして白河院の忠盛にたいする信任はいよいよあつく、大治二（一一二七）年一〇月の院の高野詣にも、供人の一員に加えられた。この御幸には三人の公卿のほか、一九人の院殿上人、三人の檢非違使らが随行している。

それを伝える『中右記』の記事は、随行の院殿上人のうち忠盛を含め七名にだけ、名のあとに朝臣の姓かほねをつけて

いる。当時朝臣をつけるのは四位以上への人名表記法だから、すでに彼も従四位下に達していたとみてよい。とある（一三五頁）。

〔引用・参考文献（本文および注で詳述したものを除く）〕

家人博徳（二〇〇七a）「定家自筆『近代秀歌』にみる『定家自筆』への一視点」（『國學院雜誌』第一〇八卷第二号）

同（二〇〇七b）「冷泉家時雨亭文庫蔵『仲文集』に見る定家書写本の製作工程」（『汲古』第五一号）

片桐洋一（一九九八）「『土佐日記』定家筆本と為家筆本」（『国文学』七七号）

小松茂美（一九七二）『古筆』（講談社）

五味文彦（二〇〇〇）『明月記の史料学』（青史出版）

高橋昌明（二〇〇四）『増補改訂清盛以前 伊勢平氏の興隆』（平凡社）

田村悦子（一九六八）「藤原定家書写 長秋記別本の断簡について」（『美術研究』二五九号）

平林盛得（一九九四）「冷泉家旧蔵『長秋記』『平兵部記』の史料的价值について」（『古記録にみる王朝儀礼』三の丸尚三館

展覧会図録No.4）

藤本孝一（一九九四）「尊経閣文庫蔵『土佐日記』（国宝）の書誌的研究」（京都文化博物館紀要『朱雀』第七集）

同（一九九五）「藤原定家自筆『拾遺愚草』の書誌的研究」（京都文化博物館紀要『朱雀』第八集）

村上翠亭・高城弘一（二〇〇四）『古筆鑑定必携』（淡交社）
明月記研究会（二〇〇六）『明月記研究提要』（八木書店）

付記

本稿は平成一八年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費 課題番号17・8183）による研究成果の一部である。

（はやしだ さだお／本学非常勤講師）